

## 知事読み上げ文（代執行訴訟の提起、他）

本日は、第1に、国土交通大臣が代執行の訴えの提起を行ったことについて、第2に、沖縄防衛局によるコンクリート製構造物設置に係る調査結果について報告いたします。

第1に、代執行の訴えの提起についてですが、本日、国土交通大臣が、福岡高等裁判所那覇支部に対して提起した「地方自治法245条の8第3項の規定に基づく埋立承認処分取消処分 取消命令請求事件」の訴状を受け取りました。

このたびの訴えの提起は、法律に基づくものであるとはいえ、沖縄県民にとっては「銃剣とブルドーザー」による強制接収を思い起こさせるものであります。辺野古の美しい海を埋め立て、新基地建設を強行しようとする政府の態度は、多くの県民には理解することすらできません。

一方で、県外では米軍基地や部隊の移設に対し、政府がたびたび断念していることを私たちは知っています。沖縄に対しては、「安全保障は国の専権事項」と主張し、県外では「地方自治の尊重」をいう政府の態度は完全なダブルスタンダードであり、日本国憲法の理念にもとるものであります。

また、米国においては、沖縄に集中する米軍基地はミサイル攻撃に対し脆弱であるとのリスクが指摘されており、政府の主張する「沖縄の地理的優位性」は逆に安全保障上の足かせになりつつあります。それにもかかわらず、「基地は沖縄に置き続ければよい」との固定観念で一方的に基地を押しつける政府の対応は、沖縄差別の顕れであり、法治国家の法の下での平等の原則に反するものといわれても仕方ありません。

仲井眞前知事が2期目の選挙において、「普天間飛行場の県外移設」を公約に掲げ知事に就任したものの、その公約を破り、県内移設の道を拓く公有水面埋立承認を行ったことが現在に至る状況を招いたものと考えております。

その承認について、県では第三者委員会の検証結果報告を受け、精査した結果、取り消し得べき瑕疵が認められたことから、これを取り消したものであります。官房長官は繰り返し「すでに行政判断は出ている」といっておられますが、埋立の承認及び取消しの審査権限は沖縄県知事にあります。政府から、私が適法に行った承認取消を違法と決めつけられるいわれはありません。

総理も官房長官も16年前、当時の知事や名護市長が辺野古基地を受け入れたとおっしゃっています。しかし、当時は、代替施設を軍民共用空港とし、15年の使用期限を付するなど厳しい条件を前提に、苦渋の決断の末、受入れを認めたものです。その後、条件を盛り込んだ閣議決定が行われましたが、平成18年に一方的に廃止されてしまいました。

既に実態を失った16年前の条件付き受入表明を、今になって引き合いに出し、沖縄側が辺野古移設を受け入れているとする政府の主張は事実無根であり、詳しい経緯を知らない国民・県民を欺くための詭弁と断ずる他ありません。

県としましては、今後、訴訟の場において我々の考えが正当であることを主張・立証してまいります。裁判所には、憲法と法律に照らしたご判断を頂きたいと思っております。

第2に、沖縄防衛局によるコンクリート製構造物設置に関して県が行った調査の結果ですが、当該構造物の設置に伴い

岩礁破碎がなされたかにつきましては、残念ながら判断することはできないとの結論に至りました。

皆様ご承知のとおり、半年以上も立ち入り調査が認められず、その間、台風等の影響か、あるいは人為的関与があったのか検証は不可能ですが、いずれにしろ2月時点に比べ、9月の現況調査では構造物周辺に相当の変化が認められ、海底地形の改変の痕跡が一掃されてしまったような状況でした。

本来、県は許認可権者として速やかに現状確認を行えるのが当然ですが、本件では政府の不条理極まる対応により、結果として、このような結論に至ったことを誠に苦々しく思っております。

最後に、私は保守の政治家としてこれまで政治に携わってまいりました。日本国を大事に思い、日米安全保障体制に理解を示しております。だからこそ、国土面積の0.6パーセントに過ぎない沖縄県に米軍専用施設の約73.8パーセントを集中させ続けるという状況に甘んじることなく、安全保障について日本全体で議論し、負担を分かち合っていくことこそ、品格ある、世界に冠たる日米安全保障体制につながるものと信じております。

沖縄の将来にとって、自然豊かな辺野古の海を埋め立て、県民の手が届かない国有地に、耐用年数200年ともいわれる基地を建設することは、やはり何があっても容認することはできません。私は、今後とも辺野古に新基地は造らせないと公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年11月17日

沖縄県知事 翁長 雄志